

# 空家住宅等家財撤去支援事業補助金

## ○ 補助の概要

東広島市空家バンクなどに登録された空家住宅等の家財撤去費用に対して補助金を交付します。

## ○ 補助の条件

※ **空家住宅等の所有者が実施する場合** 以下の2つともに該当すること。

- 空家住宅等を東広島市空き家バンクなどに物件登録・事前物件登録していること。  
(土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)にある空家住宅等を除く。)
- 市税の滞納がないこと。

※ **空家住宅等を購入又は賃借する者が実施する場合** 以下の3つ全てに該当すること。

- 空家住宅等を取得・賃借した際に、東広島市空き家バンクに利用者登録していること。
- 東広島市空き家バンクなどで空家住宅等を取得・賃借していること。  
(土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)にある空家住宅等を除く。)
- 取得・賃借した空家住宅等に補助申請時点で居住していないこと。
- 家財撤去した空家住宅等に3年以上居住すること。

## ○ 補助対象経費

- 一般廃棄物収集運搬業者への**家財処分委託費**
- 自らが家財処分する場合の**処分費**(人件費に相当する額を除く。)  
トラックのリース代、ガソリン代、ゴミ袋代 など

※ 母屋にある家財の他、敷地内の附属建物にある家財の撤去も対象経費とします。

## ○ 補助金額

・上記の**補助対象経費** ただし、**以下の金額を限度とする。**

空き家の延べ面積	100㎡以下	100~200㎡	200㎡以上
限度額	10万円	10万円 + (延べ面積-100㎡) × 500円/㎡	15万円

(千円未満の端数切捨て)

## ○ その他

- ・一般廃棄物収集運搬業者に依頼される場合は、**必ず東広島市が一般廃棄物収集運搬の許可をしている業者に依頼してください。**
- ・一般廃棄物収集運搬の許可業者は区域により異なり、他区域の業者に収集運搬を依頼することはできません。  
(許可業者の詳細については、廃棄物対策課(082-420-0926)にお問い合わせください。)

○ 連絡先 〒 739-8601  
東広島市西条栄町8番29号 本館6階  
東広島市 建設部 住宅課 計画調整係  
電話：082-420-0946  
ファックス：082-422-5010  
メール：hgh200946@city.higashiroshima.lg.jp

# 空家住宅等家財撤去支援事業補助金

## 手続きの流れ

□ は補助申請者

□ は市となります。

### ○ 事前相談（必要に応じて）

市役所 住宅課（本館6階）に来庁 又は 電話（082-420-0946）にて、  
補助の要件 や 申請書類 についてご相談ください。

### ○ 補助金の交付申請 以下の書類が必要となります。

- 東広島市空家対策事業費補助金交付申請書 ホームページに様式有
- 見積書の写し（業者に依頼する場合は、空き家の所在する区域の一般廃棄物収集運搬許可業者から徴取してください。）
- 位置図
- 家財を撤去する前の現況写真
- 建物の登記事項証明書 等（当該空家等の所有権を有することを証する書類、延べ面積を示す書類）  
⇒（賃貸の場合）  賃貸借契約書（契約期間3年以上）の写し
- （東広島市空家バンクに物件登録をしていない空家住宅等の所有者の場合）納税証明書

※ 家財撤去の  
契約前に申請  
してください。

### ○ 補助金交付決定 申請の審査を行い（2週間程度）、補助金交付決定通知書を送付します。

### ○ 家財撤去の実施

- ※ **必ず、補助金交付決定通知書を受け取った後に、業者と契約を行い、家財撤去に着手してください。交付決定前に着手すると補助金を交付できません。**
- ※ **家財撤去を中止したい場合は、市役所住宅課に相談してください。**

### ○ 実績報告 撤去に係る支払いが完了したら、以下の書類を提出してください。

- 東広島市空家対策事業実績報告書 ホームページに様式有
- 契約書 等
- 領収書（支出に関する証拠書類の写し） ※ 相手方の受け取りが分かること。
- 家財を撤去の内容が確認できる写真
- 家財を適正に処分したことを証する書類の写し（広島中央環境衛生組合の計量票・計量伝票 など）

※ 支払完了後30日以内又は3月15日のいずれか早い日まで

### ○ 交付額の決定 実績報告の審査を行い（2週間程度）、補助金額確定通知書を送付します。

- 補助金請求 東広島市空家対策事業費補助金交付請求書を提出してください。（実績報告時でも可）  
ホームページに様式有 ※ 請求書を受理してから、支払いまで2週間程度かかります。